

令和5年度第2回印西市学校給食センター運営委員会会議録

開催日時 令和5年11月8日（水）午後1時30分～2時50分

開催場所 印西市中央学校給食センター2階会議室

出席者 吉野高明 白井昌章 小林梨紗 秋谷有希
石丸佑香里 藤崎喜仁

事務局 教育長 大木 弘
教育部長 土屋 茂巳
学校給食課長 海老原 裕之
学校給食課施設管理係長 小池 賢一
学校給食課給食管理係主査補 吉田 武志
中央学校給食センター所長 齋藤 勝憲
中央学校給食センター業務班主任栄養士 鈴木 紀子
牧の原学校給食センター所長 古谷 晃宏
印旛学校給食センター所長 荒川 由弥

傍聴者 なし

付議事項（要点筆記）

○開会

○会議の成立

進行者より本日の出席者数が6名で、過半数の委員が出席しており、印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第19条第2項の規定により、会議が成立していることを報告

○議事

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第19条第1項の規定により、会長が会議の議長になるとしていることから、議事の進行を吉野会長に依頼する。

議長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。それでは、会議次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。報告事項等の（1）給食費負担金の未納の状況について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項等（1）給食費負担金の未納の状況について説明

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。何かご意見ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

●●委員 準要保護世帯など、経済的に支払えない家庭については助成などがあると思いますが、経済的に余裕があるのに払わないという方もいると考えています。そういった方について、どこまで遡ってどのように処理していますか。

事務局 給食費の債務者となる保護者からの時効の援用がない限りは、全て遡って請求を行っています。

なお、債権には公債権と私債権の2種類がありますが、学校給食費は私債権となり、令和2年4月の改正民法施行後は時効が5年となっています。

時効の援用とは、債務者からの時効の意思表示であり、これをいただかないとその債権は消滅しませんが、債務者が時効を知らないため、5年を過ぎてもそのまま債権が発生している状況です。

収入未済額から除かれるためには、収納が困難なものについて一定の基準で不納欠損処理を行う必要がありますが、その場合、市が持っている債権を放棄することになるため、市議会の可決を得なければなりません。なお、未納の主な理由は生活が困窮しているというものが多く感じています。仮に準要保護が認められても、それまでの未納が残っているという場合もあります。

●●委員 督促など書面による通知はいつまでの期間の給食費を対象とし、どのような流れで行っていますか。

事務局 現年度分については、毎月中旬頃に未納がある方に学校を通して通知しています。また、過年度分については、全年度分の未納分を学期毎に通知しています。卒業生については、直接郵送させていただき、全年度分の未納分について定期的に請求を行っています。

●●委員 それらの通知はいつまで継続しますか。例えば、民法の時効である5年等の目途を立てているのでしょうか。

事務局 不納欠損を行わない限り通知を継続します。近年は不納欠損を行っておりませんが、不納欠損で債権の放棄をするにはどのような対応を行えば市議会で説明責任を果たすことができるのか。今後はそういった点を踏まえて整理していきたいと考えています。

議 長 他にご質問はございますか。他にご質問等がないようですので、次に報告事項等の(2)第3子以降学校給食費補助金の状況について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告事項等（２）第３子以降学校給食費補助金の状況について説明

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。何かご意見ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

●●委員 見込と補助決定者の数に差がありますが、市で対象となる家庭を調べたものなののでしょうか。もう一つは、対象となるであろう家庭に対象となることを知らせていたのか、学校からのプリントを見て自分から申請を行うものなののでしょうか。

事務局 見込人数については、令和４年度は実績がないため、令和４年３月３１日時点の住民基本台帳を基に、その年度の児童生徒となる年齢の者がいる世帯を抽出し、その世帯員のうち続柄が子、又は子の子となっている方を生年月日順に並び替え、第三子以降の児童生徒の見込対象者数として抽出しました。

見込人数が補助決定者数よりかなり多くなっていますが、補助要件に扶養という要件があり、住民基本台帳からは扶養の状況が把握できず見込人数に含んでいるため、４００人程の差が出ております。令和５年度につきましては、令和４年度の実績から児童生徒の推移などを基に見込んだものとなっております。

次に令和５年度の補助金見込額についてですが、申請をいただき補助要件に合致している場合は交付決定を行います。その９１８人が年度末までその要件にずっと合致しているかどうかですが、例えば、上の子が就職し扶養から外れ、第３子だった子が第２子となるというようなことで補助要件が外れる場合がありますので、この補助金見込額は、年度末まで同じ条件であった場合を想定した金額ということで見込と付けております

周知につきましては、見込まれる方に特定せず広く全員に周知を図り、申請をいただきました。

議長 他にご質問はございますか。ご質問等がないようですので、次に報告事項等の（３）物価高騰の状況について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告事項等（３）物価高騰の状況について説明

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。何かご意見ご質問等がござ

いましたら挙手をお願いいたします。ご質問がないようですので、次に報告事項等の（４）高花学校給食センター開設に伴う受配校の変更について説明をお願いいたします。

事務局 報告事項等（４）高花学校給食センター開設に伴う受配校の変更について説明

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。何かご意見ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。ご質問がないようですので最後に（５）その他について、事務局から何かございますか。

事務局 特にございません。

議長 では、特に無いようですので、本日の議事はこれで終了させていただきます。議事の円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。進行を事務局にお返しいたします。

○その他

委員からは特になし。

事務局からの連絡事項として、報酬の振込みについて説明し、会議録の署名については、これまでどおり吉野会長に依頼したい旨を説明のうえ了承された。

○高花学校給食センター建設工事の現場視察について

高花学校給食センター建設工事現場に隣接する船穂中学校へ移動し、事務局による工事の進捗状況説明と併せ現場視察を行った。

○閉会

船穂中学校にて解散